



会則・細則

中須ゴルフ倶楽部

会 則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本倶楽部は、中須ゴルフ倶楽部(以下本倶楽部という)と称する。

(目 的)

第 2 条 本倶楽部は、株式会社オービス（以下会社という）が所有し経営する山口県周南市中須南所在の中須ゴルフ場（以下本ゴルフ場という）を利用し、ゴルフを通じて会員相互の親睦と健康の増進を図り、併せて健全なスポーツとしてのゴルフの普及・発展に努めることを目的とする。

(事務所)

第 3 条 本倶楽部の事務所は、クラブハウス内に置く。

第 2 章 会 員

(会員種別)

第 4 条 本倶楽部の会員は、次の通りとする。

- ① 会 員（個人会員・遠地個人会員・法人会員・遠地法人会員）
- ② 平日会員（個人会員・遠地個人会員・法人会員・遠地法人会員）

(会員の定義)

第 5 条 ①正会員

正会員は、個人および法人とし、第9条に定まる所定の入会手続きを経て入会した者とする。ただし、法人会員の登録者は、その法人の届け出による者とする。

②平日会員

平日会員は、個人および法人とし、土曜・日曜および祝日以外の日にプレーする条件で加入した者とする。

(定 員)

第 6 条 会員の定員は、1，500名を限度とし、定員の変更を行う場合は、理事会と会社取締役会の承認を得なければならない。

第 3 章 会員の権利義務

(会員の権利)

第 7 条 会員は、本倶楽部において次の権利を有する。

① 施設利用

本ゴルフ場の施設・設備を、会社の定める利用規程に従い利用することができる。

② 競技会への参加

本倶楽部の主催する競技会、その他諸行事に参加することができる。

③ ハンディキャップの査定

本倶楽部の公式ハンディキャップの査定を受け得ることができる。

④ 議決権の行使および理事会への意見具申

本倶楽部の総会に出席し、議決権を行使することができる。また、本倶楽

部の理事会に意見具申をすることができる。

⑤ ビジターの同伴および紹介

会社の定める利用規程に従い、会員以外の者を会員1名に対して3名同伴または紹介することにより、ビジターとして本ゴルフ場においてプレーさせることができる。

(会員の義務)

第 8 条 会員は、本倶楽部において次の義務を負う。

① 年会費および諸料金の支払い

理事会と会社が承認した年会費およびその他利用料を、会社に支払わなければならない。

② 決議事項の遵守

理事会または委員会において決議され、会社に承認された事項を遵守しなければならない。

③ 品格の維持

本ゴルフ場および他競技場等において、本倶楽部会員としての秩序を保ち、節度ある言動により他者の模範となり、本倶楽部の品格の維持に努めなければならない。

④ 追加入会保証金の払込

会社取締役会および理事会において、本ゴルフ場の増ホールや施設の拡充が承認決議された場合は、会社に追加入会保証金を払込まなければならない。

⑤ 登録内容の変更届出

住所・氏名等の登録事項に変更が生じたときは、遅滞なく所定の変更届を会社に提出しなければならない。

第 4 章 入会・退会および会員の異動

(入 会)

第 9 条 本倶楽部に入会を希望する者は、所定の申込書により入会申し込み手続きを行い、理事会と会社の承認を得なければならない。

上記承認の後、所定の入会金および入会保証金を会社に払込み、会員登録されたときから、会員としての権利義務が生じる。

(入会金および入会保証金)

第 10 条 ① 入会保証金は、全額会社が無利息で預かり、入会后 10 年を経過し、かつ会員資格の喪失の場合に限り返還する。

ただし、天災事変その他本倶楽部の責によらない不測の事態によって、本倶楽部の運営および経営に支障が生じた場合は、理事会と会社取締役会の承認を得て、その据置期間を延長することができる。

② 会員資格の喪失の場合は、据置期間を経過した後、会員（本人）の請求により理事会の承認を得て返還する。ただし、入会金は返還しないものとする。

なお、保証金返還に際して、会員が会社に対して未払いの年会費その他諸料金の債務がある場合は、会社は保証金から当該債務を相殺した後、残金を会員に支払うことができる。

(会員資格の譲渡)

第 11 章 会員は、所定の手続きにより理事会と会社の承認を得て、会員の資格を他の者に譲渡することができる。

(名義書換料)

第 1 2 条 前条の会員資格の譲渡および相続、その他の理由により新しく会員の資格を承継しようとする者は、所定の名義書換料を会社に支払わなければならない。

なお、新会員としての権利義務は、上記の名義書換料を支払い、会員登録されたときから生ずる。

(登録変更料)

第 1 3 条 同一法人内におけるプレーヤー指定の変更および相続もしくは法人会員の合併、その他の理由により新しく会員の資格を承継しようとする者は、所定の登録変更料を会社に支払わなければならない。

なお、新会員としての権利義務は、上記の登録変更料を支払い、会員登録されたときから生ずる。

(会員資格の喪失)

第 1 4 条 会員は、次の場合、会員としての資格を失う。この場合、当然に会員としての権利義務は消滅する。ただし、これにより資格喪失前の会社に対する債務を免れるものではない。

- ① 脱 会
- ② 除 名
- ③ 死 亡
- ④ 法人会員の場合、法人の解散もしくはこれに準ずる事象が生じたとき。

(退 会)

第 1 5 条 本倶楽部を退会しようとする者は、所定の手続きにより退会する。

(権利停止)

第 1 6 条 会員が次のいずれかに該当した場合には、理事会と会社の承認を得て、会員としての権利を停止する。

- ① 年会費、その他の諸料金を 3 ヶ月以上滞納したとき。
- ② 本会則、その他本ゴルフ場に関する諸規定に違反したとき。
- ③ 本倶楽部の名誉を毀損し、または本倶楽部の秩序を乱したとき。
- ④ 会員として不適当であると認められる行為があったとき。

(除 名)

第 1 7 条 会員が次のいずれかに該当した場合には、理事会と会社の承認を得て、本倶楽部から除名する。

- ① 年会費、その他の諸料金を 6 ヶ月以上滞納したとき。
- ② 本会則および本ゴルフ場に関する諸規定に違反した場合であって、その違反が重大であるとき。
- ③ 本倶楽部の名誉を著しく毀損し、または本倶楽部の秩序を著しく乱したとき。
- ④ 会社の定める施設利用規程に違反し、本倶楽部および他会員に損害を与えたとき。
- ⑤ その他会員として、極めて不的確であると認められる行為があったとき。

第 5 章 理事・理事会および各種委員会

(役 員)

第 1 8 条 本倶楽部に次の役員を置く。

・理事長 1 名 ・キャプテン(理事) 1 名 ・理事 若干名
ただし、必要に応じ事務理事を置くことができる。

(任 期)

第 19 条 役員の任期は選任の日より満 2 年とし、再選を妨げない。

(役員の報酬)

第 20 条 役員および委員は、すべて名誉職とし無報酬とする。

(役員の選任)

第 21 条 本倶楽部の役員は、会社が会員およびその他の適任者の中から選任する。

(理事会)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、理事会は、理事長が必要に応じこれを招集する。なお、理事長不在の場合は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事長を代行する。また、理事会は、本倶楽部運営を円滑にするため、次の事項を議決する。

- ① 本倶楽部に関する基本的事項
- ② 本倶楽部の運営に関する諸規定の制定・改廃
- ③ 各種委員会の委員の選任

(理事会の決議)

第 23 条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立するものとし、理事会の議決は出席理事の過半数により決する。賛否同数の時は、理事長が決定する。

ただし、理事が理事会に出席できない場合、理事会の承認により委任状出席を認めることができる。(この場合の受任者は理事であること)

(委員会)

第 24 条 理事会は、会社の承認を得て、必要に応じ本倶楽部に委員会を設けることができる。委員会の委員長は、理事または会員の中から適任者を理事長が任命し、委員は会員の中から適任者を理事会が選任する。

第 6 章 総 会

(総 会)

第 25 条 本倶楽部の総会は、理事会において必要と認めたとき、または会員総数の過半数の会員から総会開催の請求があったときに、理事長がこれを招集し開催する。

(構成および審議事項)

第 26 条 総会は、本倶楽部会員をもって構成し、理事会より提出された議案につき審議する。

なお、総会の議長は、理事長が務め、理事長不在の場合は、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事長を代行する。

(総会の議決)

第 27 条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立するものとし、総会の議決は出席会員の過半数により決する。賛否同数のときは、議長が決定する。

ただし、会員が総会に出席できない場合、委任状出席することができる(この場合、受任者は会員であること)。

なお、議決権は、会員一名につき一個とする。

第 7 章 経 費

(経 費)

第 28 条 本倶楽部運営のための経費は、会社において支出する。

第 8 章 雑 則

(理事会等の決定)

第 2 9 条 理事会および委員会の議決は、会社の承認により発行する。

(会則の改正)

第 3 0 条 本会則の改正は、理事会の議決と会社の承認を得て行う。

(定めなき事項)

第 3 1 条 本会則に定めなき事項は、理事会の定める細則および会社の定める諸規定による。

(附 則)

この会則は、2 0 1 6 年 5 月 1 日から実施する。

(制定記録)

2 0 0 2 年 1 1 月 1 日制定

2 0 1 6 年 5 月 1 日改定

細 則

第1章 会 員

第 1 条 正会員の定員は、理事会と会社の承認を得て定める。

第 2 条 法人会員は、一口につき2個の会員権を有し、一個が記名、他の一個を無記名とし、法人の無記名分に対しては、プレイカードを発行し、このカードを持参した者が、プレイカード料金でプレーすることができる。ただし、平日法人会員については、2名共記名とする。

第 3 条 ① 会員の種別およびその負担金は、次のとおりとする。

ただし、グリーンフィおよびキャディフィ等は、別に定める。なお、本条に定めのないものは、理事会と会社が協議して決定する。

※2024年4月度年会費から適用

単位:円（税込）

会 員 の 種 別	年 会 費	名義書換申請料	登録変更料
正 会 員 （ 個 人 ）	38,500	110,000	—
正 会 員 （ 法 人 ）	77,000	220,000	55,000
正 会 員（遠地・個人）	6,400	110,000	—
正 会 員（遠地・法人）	12,850	220,000	55,000
平日会員 （ 個 人 ）	19,250	110,000	—
平日会員 （ 法 人 ）	38,500	220,000	55,000
平日会員（遠地・個人）	6,400	110,000	—
平日会員（遠地・法人）	12,850	220,000	55,000

② 遠地会員とは、山口県・広島県・岡山県・島根県・福岡県・愛媛県・大分県を除く都道府県に在住する会員をいう。

③ 個人の名義書換申請料について、次の名義者への変更の場合は、所定の申請料の四分の一とする。

イ．配偶者

ロ．直系尊卑属とその配偶者

ハ．兄弟姉妹とその配偶者

第 4 条 登録変更とは、法人会員の登録者を変更することをいう。登録変更を行おうとする者は、所定の書類を提出し理事会と会社の承認を得なければならない。

第 5 条 会員は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の1年分の年会費を、当年の3月31日までに、払込まなければならない。

第2章 委 員 会

第 6 条 本倶楽部運営の円滑を期すため、次の委員会を置き、その分担事項は、次のとおりとする。

1．総務委員会……庶務、会計、渉外および会報等、他の委員会に属さない一切の事項。

2．競技委員会……競技に関する一切の事項。

3. その他必要と認める委員会。(理事、委員で分担する。)

第 7 条 各委員会に委員長 1 名、副委員長 1 名および委員若干名を置く。
委員長および副委員長は、役員及び会員の中より理事長が任命し、また委員は会員の中より理事会が選任する。

第 8 条 委員の任期は、理事の任期と同一とする。

第 3 章 ビジター

第 9 条 ① ビジターは、会員の紹介により、会員が同伴しない場合でも、会員 1 名につき 3 名以内が入場プレーすることができる。ただし、本倶楽部主催の競技には参加できない。

② 土曜日・日曜日・祝日に限り、会員のビジター同伴および紹介人数を次の通り制限する。

土曜日は、会員 1 名につき 3 名

日曜日・祝日は、会員 1 名につき 1 名

第 10 条 会員がビジターを同伴および紹介する場合、その人員・氏名を前日までに本倶楽部に申込み、承認を得なければならない。

第 11 条 理事会は、本倶楽部運営上必要と認めた場合は、ビジターの入場を停止または制限することができる。

第 12 条 ビジターを同伴および紹介した会員は、当該ビジターの負担に帰すべき場内における一切の行為に対してその責任を負う。

第 13 条 会員およびビジターは、本倶楽部内において、個人または法人の営利を目的とした行為・宣伝・広告、宗教活動などをしてはならない。

第 14 条 会員およびビジターは、従業員に対して金品を与えてはならない。

第 15 条 本細則に定めなき事項は、理事会と会社が協議して決定する。

第 16 条 本細則の改正変更は、理事会と会社の承認を得て行う。

(附 則)

この細則は、2023年11月1日から実施する。

(制定記録)

2002年11月 1日制定

2008年10月15日改定

2010年10月19日改定

2014年 1月 1日改定

2021年 4月 1日改定

2023年11月 1日改定